

神栖市障害者活躍推進計画（令和５年４月改訂）

1 計画策定の目的

神栖市における障害者実雇用率は、令和４年度から法定雇用率は達成しているが、今後も引き続き障害者の活躍の推進が重要となる。

そこで、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第３６号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７条の３第１項の規定に基づき、障害者の活躍の場の拡大の推進及び自律的なＰＤＣＡサイクルの確立を図ることを目的に障害者活躍推進計画を策定するものである。

なお、障害者の人事管理については、市長部局にて一体的に管理していることから、本計画は市長部局、市教育委員会、市議会事務局、市農業委員会事務局の各任命権者が連名で策定するものであり、各機関が自律的に障害者である職員の職業生活における活躍の推進に取り組むこととする。

2 計画期間

令和５年４月１日～令和１０年３月３１日（５年間）

3 取組機関

神栖市、神栖市教育委員会、神栖市議会事務局、神栖市農業委員会事務局

4 任命権者

神栖市長、神栖市教育委員会教育長、神栖市議会議長、神栖市農業委員会会長

5 神栖市における障害者雇用に関する課題

神栖市における障害者の実雇用率は、法定雇用率は達成しているが、新規採用職員の募集に関しても障害者を対象とした募集を行うも、応募者が少ないのが現状である。

6 取組目標

【採用に関する目標】

各年度、当該年６月１日時点の法定雇用率を達成する（市長部局、市教育委員会、市議会事務局、市農業委員会事務局で合算）

※評価方法 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

【定着に関する目標】

不本意な離職者を極力生じさせない

※今後、障害者である職員の定着状況データを組織内アンケート等により把握

7 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制の整備

【組織面】

- ・ 障害者雇用推進者として市長部局並びに市教育委員会の人事担当課長，市議会事務局長並びに市農業委員会事務局長を選任する。
- ・ 障害者雇用推進者，人事担当部署の責任者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を中心に，計画に基づく取組の実施状況を把握及び点検する。上記チームには障害者である常勤職員及び非常勤職員等に広く参画を呼びかける。

【人材面】

障害者職業生活相談員に選任されたもの（選任予定を含む。）について茨城県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ，年に1回以上職務整理票や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
- ・ 新規採用又は部署異動時，その他定期的に面談を行い，障害者と業務の適切なマッチングについて点検を行い，必要に応じて検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

【職務環境】

新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し，継続的に必要な措置を講じる。

【募集・採用】

募集・採用に当たっては，以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障害を排除し，又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており，雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。